

「日本銀行国民保護業務計画」中一部変更

○ 第4の3.(4)ハ. を横線のとおり改める。

ハ. ~~被災地の手形交換所~~ 電子交換所 において被災関係手形につき、呈示期間  
経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。